

第7章 ソマリアにおける土地政策史と紛争 -- 南部ソマリアを中心として

著者	遠藤 貢
権利	Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
シリーズタイトル	研究双書
シリーズ番号	620
雑誌名	アフリカ土地政策史
ページ	197-223
発行年	2015
出版者	日本貿易振興機構アジア経済研究所
URL	http://hdl.handle.net/2344/00011145

第7章

ソマリアにおける土地政策史と紛争

——南部ソマリアを中心として——

遠藤 貢

はじめに

シアド・バーレ (Maxamed Siyaad Barre) 政権崩壊以降のソマリア, とりわけ南部ソマリア⁽¹⁾における現在にまで至る不安定性の背景には, 農耕適地が存在する南部での土地をめぐる対立軸が形成され, それが依然として存在している点を挙げることができる。そこには, 「新たな定住者」(newcomers)として南部地域に流入してきたガルチ (galti) あるいはファラック (farac) と呼ばれる人々 (以下, ガルチ/ファラック) と, もともとこの地域に居住していたとされる「原居住者」(indigenous inhabitants)としてのグリ (guri) あるいはアサル (asal) と呼ばれる人々 (以下, グリ/アサル) の対立の図式があるという理解がなされてきた (Besteman and Cassanelli 2003, xi; Somalia CE-WERU 2013, 12)。なお, ガルチ/ファラックは, 20世紀にさまざまな経緯でソマリアの他地域から流入してきた人々であり, その人たちが南部地域の土地保有を実現する状況が生まれてきた。そして, 結果的にガルチ/ファラックとグリ/アサルのあいだの対立と不信が解決されず, 南部ソマリアの不安定化につながってきた。ここでガルチ/ファラックやグリ/アサルと総称されている人々は, 南部のそれぞれの地域の文脈でクラン帰属があり, 後述するようにクラン間の対立図式として示すことが可能でもある。

本章では、ガルチ／ファラックとグリ／アサルという形で現在に至る南部ソマリアの不安定化につながってきたソマリアにおける土地政策の変遷を辿るとともに、重要な土地制度として導入された1975年の農業と土地に関する法制改革とその運用を検討することで、改めて土地と紛争の関係を明らかにすることをねらいとする。なお、北部ソマリアにおいても局所的には農業が行われている地域はあるものの、遊牧生活が主であることから、本章における分析対象には基本的には含めないものとする。

第1節 南部ソマリアにおける農業と伝統的な土地利用

1. 南部ソマリアにおける農業生産の起源

ジュバ川の下流域であるローア・ジュバ (Lower Jubba) に当たる地域の農耕適地での農業は、歴史的にはザンジバルを中心としたインド洋交易のなかで、19世紀以降におもに東アフリカ地域からこの地に奴隷として連れてこられたバンツー系のアフリカ人⁽²⁾の子孫であり、ゴーシャ (Gosha)⁽³⁾として知られるようになる人々がこの地で農業に従事してきたことに起源をもつとみられてきた (Besteman 1999, Part II)⁽⁴⁾。19世紀半ば頃には、南部ソマリアの沿岸地帯のとくにシャーベル川 (Shabelle River) 沿いは、インド洋交易において「アラビア半島南部への穀物庫」ともいわれるように、ソルガム、胡麻、染料用の地衣 (orchella)、綿花などの農業生産が行われるようになった。こうした作物生産は、おもにプランテーションで行われ、遊牧生活を送っていたソマリのなかにもインド洋交易用の産品を生産するための奴隷に投資する者も現われ、そこに奴隷の需要が発生したのである。詳細は他に譲るが (Besteman 1999; Luling 2002; Helander 2003)、こうした形で流入した奴隷が後に逃亡したり⁽⁵⁾、解放されるなどの過程でソマリ社会に「同化」され、南部ソマリアにおける農業生産に従事するゴーシャが形成され、次第に上流域に農業

を広げた。

なお、ジュバ川 (Jubba River) 沿岸における19世紀末以降の人の移動は極めて複雑であり、その全貌も必ずしも詳細にはわかっていない (Besteman 1999, Chapter 3-4)。ただし、このゴージャは、遊牧民を中心とするソマリ社会のなかにおいては階層的に劣位におかれた (Besteman 1999, Chapter 5)

2. 伝統的な土地利用

南部ソマリア、とくにミドル・シャーベル (Middle Shabelle), ローアー・シャーベル (Lower Shabelle), ミドル・ジュバ (Middle Jubba), ローアー・ジュバは灌漑農業が可能な土地で、最も農業生産力の高い地域として知られてきた (Conze and Labahn 1986)。

ジュバ川の中流域であるミドル・ジュバで調査を行ったベストマンによれば、この地域の農耕地は次の3種類に類型化できるとしている (Besteman 2003, 32)。第1にジモ (jimo) と呼ばれる川岸の土地、第2に川から離れた高地に位置し、河川の氾濫が頻繁にはみられないドーク (doonk) と呼ばれる土地、そして第3にダシェゴ (dhasheego) と呼ばれる低地であり、ここには川の氾濫原が存在するほか、天水や流去水、地下水などが豊富な肥沃な土地である。こうした土地を有効活用し、生産リスクを低めるために、この地域に居住する人たちは、この三つのタイプの土地をうまく組み合わせて利用することに高い優先順位をおく傾向があったことを指摘する。それは、とくに旱魃との関係において保水力の高い順にダシェゴ、ジモ、そしてドークを使い分ける戦略をとっていることを示すものでもある。

ジュバ川中流域へのゴージャの定住が始まった19世紀半ば頃の時期から、土地保有に関してはかなり「個人化」されていたとみられる。先着順の原理で、入植した者による開墾とともに農業が始まり、村が形成されていった。この過程で、村の創設者はナバドゥーン (nabaddoon) (「平和をもたらす者」) の称号を得、その管理のもとで村民や新来者の土地の取得や土地をめぐる問

題解決が図られるのが一般的であった (Besteman 2003, 32-33)⁽⁶⁾。そして、土地取得の最も一般的な方法として、1980年代までの時期にかけては、少なくともミドル・ジュバに関しては相続によっていたとみられている。

ミドル・ジュバでは、ダシェーゴが最も重要視される土地の類型であり、先着順の原理のもとで、最も早い段階でダシェーゴを開墾した者が相続によって継続的にその地の利用が認められていた⁽⁷⁾。しかし、同時に土地利用の運用は極めて柔軟であり、三類型の土地を季節や気候に応じて利用する形式を採用して旱魃などの環境変化に対応した。また、後から入植してきた人々に対してもさまざまな農地利用を認め、人々のあいだの階層化を最小限に抑え、より平等な土地利用ができるような工夫が行われていた (Besteman 2003, 40-41)。このような土地保有制度は一部の研究者のあいだではディーガン (deegaan) と呼ばれることもあるほか、後に入植し、すでに土地を保有しているクランのクライアントとして土地利用を行う場合、その人々はシーガド (sheegad) と呼ばれる場合もあった (Farah, Hussein and Lind 2002, 343)。ソマリ社会においては少数である農耕民を起源にもつラハンウエイン (Rahanweyn) は、とくにシーガドを通じて、クランそのものが再構築されていった経緯もある (Cassanelli 2015, 18)⁽⁸⁾。

第2節 植民地期の土地政策

1. 体系的な土地政策の欠落

イタリア植民地行政下では、土地管理に関する法整備がまったく行われなかったわけではない。しかし、土地に対する包括的法制と体系的な土地の権限裁定 (land rights adjudication) が相対的には欠落する特徴を有していた。

たとえば、ローアー・ジュバなどの農耕適地に関しても、他のアフリカ植民地とは異なり、植民地政府による広範な土地の収用 (land alienation) は行

われなかった。南部に関しては、イタリア領は19世紀末の段階ではジュバ川の東岸までであり、1885年から1924年まではジュバ川西岸とキスマヨは英領の「北部辺境地区」(Northern Frontier District: NFD)に編入されていた。第一次世界大戦においてイタリアが連合国側を支援したことへの報償として1925年に締結されたロンドン条約によって「ジュバランド」とも呼ばれるこの地域一帯が、イタリア領となった(Menkhaus 2003, 141)。この地域に関する農業潜在力に関しては、英国とイタリアの植民地政府のあいだに楽観的な展望が共有されており、この地域の土地の一部はコンセッションとして川の両岸にプランテーション経営を行う見込みのある経営者に移譲されていた。しかし、1910年代から1920年代にかけての時期にはインフラや交通の整備が行われず、植民地経営の対象とはならなかった。プランテーション経営の失敗の最大の理由としては、労働力不足が指摘される場合もある(Menkhaus 2003, 142)。

2. ファシスト政権期の強制的な土地収用

しかし1930年代のイタリアのファシスト政権の登場に伴う植民地政策の変更により、この地域の状況は大規模な変更を迫られることになった。そして、この時期のイタリアによるエチオピア侵攻がイタリアの南部ソマリアにおける土地政策の重要な転機となったのである⁽⁹⁾。これまで土地政策を含め厳格な植民地政策が展開していたわけではなかったイタリア領ソマリランドにおいても⁽¹⁰⁾、エチオピア侵攻のための軍事力を整備する目的でイタリア人とソマリ人を合わせて4万規模の兵力が準備された。1935年から1941年の時期は、イタリア政府の支援も受けて植民地国家のこれまでで最も過酷な政策が展開するなかで、現地の土地と労働力を収用する形で商業プランテーションが形成された(Menkhaus 2003, 142)⁽¹¹⁾。

プランテーションの設立のため、おもにシャーベル川とジュバ川に挟まれた農耕適地リバーライン(Riverine)地域の大きな区画の土地をイタリア人⁽¹²⁾

にコンセッションとして譲渡することを正当化し、さらにプランテーションでの労働力を現地で効率的に調達するために、現地の農業形態に関する「似非科学」的な報告書が作成され、小規模農業の妥当性を疑わせるような政策がとられた。そして、現地の農業生産方式は「原始的」であり、余剰生産を行うことができないことを強調するとともに、その時点で唯一成功していたとみられていたソシエタ・ロマーナ (Società Romana) のもとでの「共同生産」方式 (compartecipazione) であった小規模農業従事者との自由契約のもとでの生産方式のあり方まで否定する対応をとった。この結果、ソシエタ・ロマーナも解体を余儀なくされた (Menkhaus 2003, 143)。

ローアー・ジュバの歴史研究を行ったメンカウスは、1936年までにバナナ生産のためのプランテーションが確立され、そのための用地が何の補償もなく収用されたことを指摘している。さらに、1940年までにはコンセッションとして1万4000ヘクタールの土地が収用され、そのうちの2500ヘクタールの土地がプランテーションとして用いられた。そして、沿岸部からジリブ (Jilib) に至る流域の人々は強制的にプランテーション労働力として徴用され、労働の対価としてはトウモロコシや砂糖、また時には現金が支給された (Menkhaus 2003, 143)。

こうした形で導入されたイタリア政府のもとでの強制移住や強制労働は、現地の人々のあいだではコロニヤ (kolonya) システムとして記憶され (Besteman 1999, 88)、この地域の小規模の農業生産活動に壊滅的な影響を与える結果となった¹³⁾。このプランテーションで生産されたのはイタリア向けのバナナであり、この地域での現地向けの食糧生産は極めて限定的にとどまり、1938年から1942年にかけての時期には慢性的な食糧不足を招いた (Menkhaus 2003, 143)。

3. BMA 期から国連信託統治期の政策変化 (1942~1960年)

南部ソマリアにおける食糧危機は、1941年にイタリアが「アフリカの角」

から撤退し、1942年に英国の統治下（British Military Administration: BMA）におかれるまで続いた。BMAのもとでは政策の力点がソマリ人による小規模食糧生産部門の強化におかれ、トウモロコシやコメを中心とした農業生産の増大が図られた。さらにゴーシャの出身村への帰還を許可することで、この政策の推進を図った。そして、BMA統治終了期までには、イタリア・ソマリア農業公社（Società Agricola Italo-Somala: SAIS）¹⁴を除くイタリアの事業者はほぼソマリアから撤退した（Guadagni 1979, 282-303）。

イタリアによる国連信託統治期（1950～1960年）から次節で述べる1969年のクーデタまでは、ゴーシャにとって外部干渉が極めて限定的な時期であった。バナナ生産のプランテーションの拡大傾向はみられたものの、ゴーシャの村によるダシェーゴなどの農業適地の利用は許容される環境にあり、食糧生産以外にも、比較的高い国際取引価格で推移した綿花の栽培がイタリア企業との共同生産の協定のもとで実施され、その面積は1951年から1952年の時期には2万ヘクタールに上った（Menkhaus 2003, 144）。とくに信託統治期は国連のマנדートのもとでの統治であったため、BMA統治期以前のイタリア統治期のコンセッション（とその放棄地）は維持されたものの、イタリア独自の政策判断による土地獲得は禁止されたほか、強制労働の実施禁止等に関する国連による監視も行われた。

第3節 独立後の土地政策関連の試み ——1975年法の前史——

1. 法制化の失敗

独立後の1960年代は議会制期と呼ばれる時代であり、1950年代同様、南部ソマリアの農耕適地に関する政府の関与は限定的であり、「善意の無視政策」（benign neglect）という特徴づけが妥当した（Menkhaus 2003, 145）。したがっ

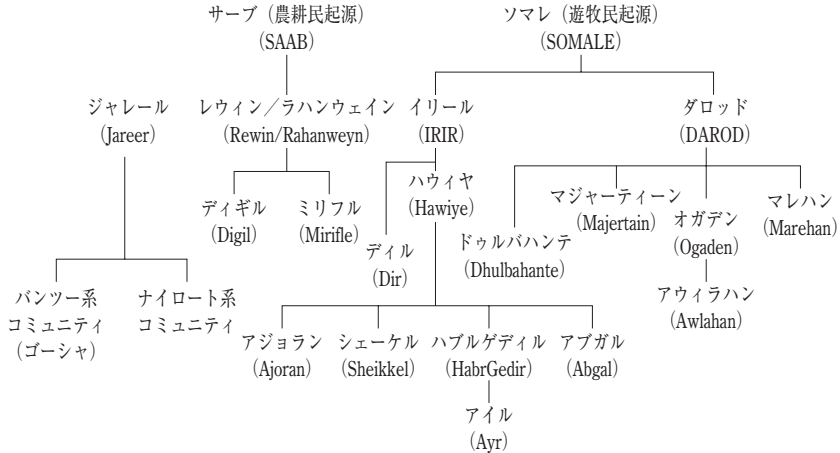
て、この時期にはゴージャがその政策の恩恵を得ることができたが、ここでの土地政策は以下のように展開した。

1960年独立後の早い段階で最初の土地法案(The Land Bill of 1960)が起草はされたが、結果的に法制化されなかった。1964年にも法案(the draft of new land law)が起草され、土地関連法制の重要性は認識されていたものの、ソマリアにおける農業発展の方向性と遊牧民の扱いにおいて、十分な認識が共有されなかった。さらには、リバーライン地域のゴージャやソマリ社会においてはラハンウェイン、あるいはディギル(Digil)、およびミリフル(Mirifle)クランに属する農耕民が、他のクランの流入や定住を望まない状況が存在するなど、土地政策を制定するうえで、この地域にどのような事態が発生するかに関しては不確実な要因が存在したため、再び法制化は見送られることになった(Guadagni 1979, 347-355)(図7-1参照)。1965年にも土地改革委員会(Land Reform Commission)が任命され、包括的な改革を勧告し、1966年の土地法の原案を起草したものの、この際にも法制化には至らなかった(Hoben 1985, 21)。なお、図7-1に示されるように、民族としてのソマリは、遊牧民に起源をもつソマレ、農耕民に起源をもつラハンウェイン、さらに本章ではゴージャとして記述してきたバンツ系ジャレルの大きく3種類の総称として考えられてきており、「はじめに」で述べたグリ／アサルに対応するのがラハンウェインとジャレルであり、ソマレの系譜に属するクランが、ガルチ／ファラックにおおむね対応する。

独立後のソマリアにおいて、限定的ながら初めて土地関連の法制化がなされたのが1967年の法律(Law No. 4 30th January 1967 Agricultural Land of the State)である。これは、放棄されたり、生産が行われていない海外企業の土地を政府が収用して、ソマリア人農民へ再配分する権限をもつことを規定したものであった。しかし、それ以上に踏み込んだ法制化はされなかった(Guadagni 1979, 362-369)。

同1967年に、再び土地法に関する法案が議会での審議にかかったものの、旧宗主国のイタリアの土地法(の用語や概念)を参考に行っていることに対す

図7-1 ソマリのクラン系図（南部ソマリア）



(出所) Brons (2001, 18-29), Somalia CEWERU (2013) 掲載の南部ソマリア地域の Clan Charts を参照し、筆者作成。

る懐疑の声が上がり、ここでも法案が否決された。1969年には新たにコモローをベースとして策定された土地法案が起草されたが、同年に発生したクーデタによる混乱で議会での議論の対象にはならなかった (Guadagni 1979, 369-373)。

こうした法制化の欠如やプランテーション型の農業生産の収益性への評価が低いなかで、独立後の1960年代におけるローアー・ジュバでの新規プランテーションの設立は40のコンセッションにとどまった。しかも、その多くはまったく開発されないか、数年のあいだに失敗に終わったほか、残りのコンセッションも極めて小規模なものに限られていた。こうしたコンセッションの所有者の多くは、ソマリア人に関しては政治家 (代議士) や政府の要職にある者で、結果的にバナナ生産で利益を上げるまでには至らなかった。その意味では、この時期にはプランテーション経営は投資対象というよりは、プランテーションの所有は地位や名声にかかわる意味合いがより強かったとみられる。そして、この後、プランテーション経営への関心は政治エリートの

南部の農耕適地へのさらなる関与をもたらすことになった (Menkhaus 2003, 146)。

2. シアド・バーレ政権下での政策展開

1969年のクーデタを機に政権についたシアド・バーレは、1年後の「革命記念日」にソマリアを構想するイデオロギーとして科学的社会主義を打ち出す。ソマリ語で社会主義を特徴づけるハンティワダグ (hantiwadaag) という言葉があり、この文字どおりの意味は「家畜を共有する」という意味である。こうした政策意図のもとに、農業重視の資源配分を実施する新たな政策展開が図られた。1970年2月には農業緊急プログラム (Agricultural Crash Programme) を実施し、ここで都市部の失業中の若者を農業者として育成するとともに、国営農場を設立した。当初は五つの国営農場で2500人規模から始まり、1972年には10の農場で7750人規模の農業者の育成に取り組んだ (Guadagni 1979, 380-386)。

1973年9月には都市部の建築物にかかる譲渡法 (Law No. 41 13th September 1973) を制定し、ソマリア人の都市部の土地利用については、税の支払いや建築基準等を満たせば恒久的に認められることが定められた。外国人に関しては、1区画にかぎり50年から99年の利用が可能で、更新についてもそれ以前に利用した年限を超えない範囲で可能であることなどが定められた (Guadagni 1979, 400-404)。

1973年10月には農業協同組合の設立を定める法律 (Law No. 40 4th October 1973) を制定し、小規模生産と消費にかかわる (唯一の) 主要な経済組織として農業協同組合を位置づけた (Guadagni 1979, 404-414)。そして、1973年後半には、新土地法策定への動きがみられるようになり、全国土の国有化の方針とコモンローの用語法に基づいて法を制定するという方向性が示されるようになった。

南部ソマリアでは独立後にもしばしば早魃が発生し (1962~1963年, 1964

～1965年), とくに1974～1975年のアバー・ダバ・ダヘール (abaar daba dheere) と呼ばれる「長期にわたる旱魃」の時期には, 遊牧民が多くの家畜を失った。そのため遊牧民は, ゴーシャの居住地域に定住するとともに農業に従事し始め, その後通婚関係もできるなどの動きがみられた。この際, 政府も農業協同組合を用いて, ジュバ渓谷への大規模な遊牧民の定住計画を進め, その規模は数万人に上った (Besteman 1999, 89)¹⁵⁾。

第4節 1975年の農業土地法, 1976年の農業関連法の概要と その運用

1. 農業土地法と農業に関する法律の主要条項

上で述べた国有化とともに農業分野への国家の積極的な関与を強める方針のもとに定められたのが, 本節で扱うおもに農地を対象とした農業土地法 (1975 Agricultural Land Law) である。なお, 1979年に制定されたソマリア民主共和国憲法においては, その第42条で, 土地, ならびに領海, 領土の資源は国家の基本財産であることが規定され, 国有化の方針が確認されている。

ここでは1975年の農業土地法と, この農業土地法の規定を明確化するとともにその内容の一部に修正を加えて, 行政布告 (Decree) として発布された1976年の農業に関する法律 (Law No. 23 of 1976) の主要な内容を以下のようにまとめておくこととしたい (Roth 1988, 36-38)。1975年農業土地法に関しては以下の8点である。なお, この法律においては, 対象としている「土地」に関しては第1条の用語の定義において「あらゆる農耕地」としていることから, 基本的には農業適地を対象とした法律という特徴を有していると考えられる。

第1に制度上, 土地の国有化を明示的に示した点である (第2条)。国家は第8条に定めた広さを超えた土地に関する国有化の権利を留保するとともに

に、課された条件を満たさなかったり、2年以上継続して耕作を行わなかったりした土地リース権 (leasehold rights) 者 (第15条) からの土地の占有回復を行う権利を留保するほか、公共目的のための国家の公有地設立権 (public domain rights) を確立する (第10条)。国家は国有化した土地を土地なしの個人、協同組合、国営農場、その他「自律的機関」に配分する権利を有する (第11条)。

第2に登記の義務化が規定された点である (第5, 19条)。そのうえで、未登記の土地の利用はこの法律の施行後6カ月で消滅することが規定されている。第3に土地リース権の期限が設定された。土地リース権は、土地リース権者に対する国家の承認に基づくものとされ、個人、または世帯の土地リース権は50年を期限とし、更新可能とされた。そのほか、協同組合、国営農場、その他「自律的機関」(autonomous agencies) に対する土地リース権の期限は設けないと規定された (第7条)。

第4に土地区画の制限が導入され、個人、または世帯の場合、その規模にかかわらず一区画に限定され、不在者に対する土地リース権を認めないこととされた (第6条)。第5に所有地面積の上限に関しては以下のように定められた。個人、または家族の場合、広さの上限は灌漑可能な土地の場合30ヘクタール、天水依存の場合は60ヘクタールとする。ただし、バナナ・プランテーション経営にかかわる個人、または世帯の場合には、その上限を特別に100ヘクタールとする。協同組合、地方政府関連農場 (local government bodies)、国営農場、「自律的機関」、私企業に関しては、土地の広さに関する上限の適用外とするという点である (第8条)。

第6に土地取引に関する規定である。土地リース権については、他者への賃貸、売却、譲渡を認めないものの、土地リース権者が健康の問題等で農地利用ができなくなった場合には、国家、あるいは相続人への譲渡の権利を認める (第12条) ほか、土地リース権者死亡の際には法定相続人に譲渡される。もし、相続人に土地利用の意志がない場合には、国家による再配分が行われ、相続人は新たな土地リース権者から補償金を得ることができる。ただし、そ

の補償金の額は土地そのものの価値ではなく、その土地に対してなされた投資額を算定して決定される。第7に土地リース権の目的である。土地リース権者は借地を以下に定められた農業目的で使用する権利を有する（第13条）⁶⁶。ここでの農業目的には、農場を経営するための居宅の建設、家畜の飼育、家畜飼育のための施設の建設、協同組合への参加、協同組合への土地の寄贈、が含まれる。

第8に土地リース権者の責任である。ここでは次の6点が定められた。①土地リース目的（農業など）以外に用いてはならない。②可能なかぎり最善の方法で土地耕作を行い、収量を上げ、生産を最大にすることが求められる。③他者に譲渡したり、抵当に入れたり、売却したり、賃貸するなどは認められない。④不必要に借地を細分化（fragment）してはならない。⑤雇用者への適切な報酬を支払う必要がある。⑥政府の定めた土地税を支払う義務がある（第14条）。

つぎに1976年の農業に関する法律23号に関しては、以下の3点を挙げることができる。第1に国家並びに特別機関（National and Special Agencies）の定義である（国営農場と推測される——筆者）。国家機関は、1975年法で定められた規模制限の適用除外となる。政府が所有者の一部と定義される「特別機関」は、農業省の規定する規模制限の対象となる。第2に土地の占有回復、国有化の規定である。農耕や家畜飼育のために2年以上用いられていない土地はすべてほかに土地リース権が移譲される。国家の占有が回復された土地は以下の条件を満たした者に移譲される。①成人でソマリア人であること、②他の農地を有していないこと、③以前の土地リース権所有者に補償金（compensation）を支払えること。第3に課税である。ここでは、税率は、天水農業を行う土地に関しては1年当たり1ヘクタールに対し5ソマリシリング（0.05ドル）、灌漑農業地に関しては1年当たり1ヘクタールに対し10ソマリシリング（0.10ドル）が課され、税収は地方自治体の財政収入となる。

2. 1975年農業土地法の意味と運用

1980年代に、ローアー・シャーベルのシャラムブード (Shalambood) (図7-2を参照) での調査を行ったアンルーは、1975年の土地法法制は、国营企業や機械化された近代農業に優位性を付与する政策であり、小規模農民には極めて限定的な権利しか認められず、遊牧民にはまったく権利が認められなかったとの評価を行っている (Unruh 2003, 126)。

また、ベストマンも、1975年の農業土地法が、慣習的な土地保有制度を無視した政策につながるものである点を批判している (Besteman 2003, 41)。先にみたように、この地域の農民は3種類の農地を使い分けて、旱魃等のリスクに対応する戦略をとってきた。しかし、新たな法制のもとでは、「個人、または世帯の場合、その規模にかかわらず一区画に限定する」とされているため、農民は3種類のうちのどれか一つを選ばなければならなくなることに加え、一世帯に一人の権利保有者しか認められないために他の家族（とくに女性）の土地に関する権利が危うい状況におかれることになった。こうした慣習的な土地保有制度との乖離に加え、登記にかかる金銭的、時間的コストのために、ミドル・ジュバでも現地の小規模農民による土地登記はほとんど進まなかった (Besteman 2003, 42)。

人類学者のホーベンも、1980年代にかけての農業土地法の運用実態について調査する機会があった研究者の一人である。そのレポートには、登記手続きには一貫性が欠如しており、法的手続きというよりは極めて政治化された過程として展開したことを記している (Hoben 1985, 24-31)。ここで指摘されているのは以下の七つの点である。

第1に地区レベルにおける土地の地籍図 (land map) がなく、どの程度の広さの農耕可能地や耕作地に対してすでに土地リース権が付与されたかを知るすべがない点である。第2に登記手続きは極めて複雑であるにもかかわらず、この業務を担当する地区農業調整官 (District Agricultural Coordinator:

図7-2 南部ソマリア地図



(出所) Besteman and Cassanelli (2003, 5 Figure 1.1) を参考にして、筆者作成。

DAC) の行政能力が極めて低いうえに、給与も低いため業務規律が低いことである。第3に土地リース権を得るためには、コネと賄賂が不可欠で、登記過程が容易に操作可能な状況にあった点である。第4に登記に高いコストが

かかるため、登記を諦めるケースが多発したことである。地籍図の作成に1000シリングから、ときに2万～3万シリングが必要とされるうえに、手続きが数カ月以上で時には4年に及ぶ場合もあった。第5に「幽霊」(“Ghost”)協同組合を設立し、政府の助成を得ようとする集団が出現したことである。第6に近郊農業などで比較的利益の出やすい地域では、「私企業」を設立することで、広さに制限のない土地利用をもくろむ勢力が現われた。こうした勢力は取得した土地を農業目的ではなく、転売して利益を得る形で投機的に利用する「ランド・バンキング」(land banking)をねらいとしていた。こうした現象が現われた地域には首都モガディシユの後背地、ソマリア北西部のハルゲイサ近郊に加え、ローアー・シャーベルが含まれている。そして第7にローアー・シャーベルなどでは、本来居住していたクラン以外のシアド・バーレ体制のもとで優遇されたクランが軍人、あるいは商人として流入する傾向がみられた点である。

3. ジュバ渓谷における土地流用の問題

メンカウスは、ローアー・ジュバでは二様の従来の土地利用者からの大規模な土地移転が行われたとしている。第1に大規模の国営農場の設立であり、第2に1975年の法律を操作し、外部者が投機的な目的で土地リース権を獲得しようとする「ランドクラブ」であり、後者が極めて広範に観察された(Menkhaus 2003, 147)。

第1の国営農場の設立に関しては、ローアー・ジュバには以下の三つが1970年代から1980年代にかけての時期に設立されている。ファノール米農場(Fanoole Rice Farm)、モガンボ灌漑プロジェクト(Mogambo Irrigation Project)、ジュバ砂糖プロジェクト(Juba Sugar Project)である。これらの国営農場は1万6327ヘクタールの面積をもち、この地域で最も肥沃な地域に設立されたほか、約5200ヘクタールの土地については、この地で開墾していた小規模自作農の土地を補償もなく収用したとみられる。こうした土地収用の際には、こ

の地域の住民への事前の警告や配慮がまったくなされなかった (Menkhaus and Craven 2003)。

第2の私的な「ランドGrab」は、1980年代に首都モガディシユの公務員や、現地の「ビッグマン」によって行われる傾向が強くみられた。こうした人々は、農業土地法を利用し、規定上限に当たる100ヘクタール（あるいはそれ以上）の土地を登記する動きが横行した。農業土地法の制度趣旨としては、慣習的な用益権以上に土地利用に関する安全をその地に長く居住していた小規模自作農に保障することにあつた。しかし、実際の運用では農業土地法のもとでの新たな土地政策を熟知する公務員などの外部者が、ローアー・ジュバで数世代において自作農であるゴーシャが農地として利用してきた土地を登記する結果を招くことになった (Menkhaus 2003, 147-148)。そのため、新制度によって、この地の自作農はこれまで開墾し利用してきた土地を失い、都市部に居住する不在地主のプランテーションなどでの賃金労働者になることを余儀なくされた。

こうした現象に関しては、当時ソマリアでも実施されていた構造調整政策のもとでは、市場原理による農業部門への投資が行われ、中規模農場が設立されているとして評価する声も聞かれたが、メンカウスは、ローアー・ジュバでの土地リース権取得の動きに関しては、「レントシーキング」の動機に基づいたものであると指摘した (Menkhaus 2003, 148)。これは、土地の権利を獲得した不在地主が、それまでの小規模農民との契約のもとでの農業生産を継続して一定の利益を上げるケースもごく一部にはみられたものの、登記した土地で農業生産を行わない傾向にあり、「ランド・バンキング」としての性格が強かったことを意味した。さらにこの点を敷衍すれば、国营農場などの開発予定が見込まれる土地をあらかじめ取得して「土地ころがし」を行い、売却することで利益（レント）を得ることをねらいとしていた (Menkhaus 2003, 149)。

ミドル・ジュバにおいても現地の小規模農民ではなく政府の役人などの外部者によって土地登記が進められた (Besteman 2003, 42)。これにより、この

地域における小規模農民の生活が脅威にさらされるようになった点は、ローアー・ジュバと同様であった。こうして土地を失った農民たちは、さまざまな形で土地の返還を申し立てた。1977年以降、この申し立ては、土地の管理に中心にかかわっていたナバドゥーンの代わりに政府が設立した村落協議会 (Village Council)¹⁷⁾に対して行われる場合もあれば、地域の農業省の事務所に対して行われる場合もあった。さらには、妖術 (sorcery) を用いて復讐を試みることもあった (Besteman 2003, 43)。そして、こうした外部者による土地登記と小規模農民からの土地収奪は、過度な森林伐採をもたらすことにもなる。この背景には、登記した土地に関しては開墾せずに一定期間放置すると政府に収用されることになるため、森林伐採を伴う開墾は大がかりに行われるものの、その後は労働力不足や種の取得に大きなコストが発生するなどの理由から、その土地は放置される傾向が強まったのである。こうした状況を受け、政府は1988年にはすべての土地登記を凍結し、法律改正を予定したが (Besteman 2003, 45)、1991年のシアド・バーレ体制の崩壊以降、今日に至るまで法改正については実現の見通しが立たない状況にある。

4. 土地流用をめぐるクラン要因

ローアー・ジュバを中心とするジュバランド (Jubaland) は、農業土地法におけるシアド・バーレ政権のもとでのクランに関する選好がより如実に現われた地域である。20世紀初頭におもにオロモ (Oromo) 系の住民が居住していた地域にダロッド・ファミリーの主要クランであるオガデン (Ogaden) の定住が始まったため、オロモ系の住民はより南のタナ川 (Tana River) 方面に移動を余儀なくされる。さらに、オガデンは牧草地と家畜の水場を求めて南進してきたマレハン (Marehan) の移動を受け、より南部に移動した。こうした移動形態のなかに遊牧民と農民間の競争が胚胎されていった。この文脈における農民は、上述のゴーシャであり、20世紀前半に移動したオガデンとのあいだには互酬的な関係が形成されていたとみられている (Farah,

Hussein and Lind 2002, 340-341)。植民地期には、とくにオガデンとマレハンの対立を抑制するために、緩衝地帯などを設けた事例がみられる (Farah, Hussein and Lind 2002, 342)。

しかし、独立後、シアド・バーレ政権期にはとくに自らの出身クランであるマレハンを優遇する政策が採用された。この際にはキスマヨ近郊に大規模なマレハンの定住地域が設定されたが、これはマレハンがキスマヨを經由する貿易による利益を優先的に得るねらいもあった。さらに、ここにはジュバ川沿岸に定住する政策も含まれていた (Farah, Hussein and Lind 2002, 342)。したがって、シアド・バーレ政権期にはこの地域における土地利用に関しては、マレハンがとくに偏重されていたことになる。ただし、上記の「ランドグラブ」にかかわった首都モガディシュの公務員や、現地の「ビッグマン」のクラン帰属についての詳細な検証が行われているわけではないために、あくまでも政府で優遇されていたクランの可能性が推測されるにとどまる¹⁸⁾。ただし、1960年代にはおもに南部ソマリアに土地を取得した主要クランがドゥルパハンテ (Dhulbahante) とマジヤーティーン (Majertain) であったが、シアド・バーレ政権期の土地取得者のクラン帰属がおもにマレハンであったことに関して研究者のあいだで見解は一致している (De Waal 1994, 32)。

第5節 シアド・バーレ政権崩壊後の対立図式

1. 対立の争点としての土地保有

ジュバランドにおける紛争をとらえる際に中心となる問題として提起されたのが土地保有に関する問題である。ディーガーンとしても提示されるこの地域の土地保有は一定の土地やその土地に帰属する自然資源を排他的に管理する権限を指すと同時に、同じクランに属する人々が近隣に居住していることにより安全が確保され、事業を行うことができる地域 (土地) をも指す概

念である (Farah, Hussein and Lind 2002, 343)。そして、土地保有を主張したり、防衛したりする行為は対立を生み出す可能性を有しているほか、その取得に際しても交渉を通じる場合から軍事的な征服による場合まで幅広い方法が想定されている。したがって、歴史的には無主地に対する土地保有の主張はソマリ社会の歴史のなかでは正統性を有すると考えられ、数世代にわたる特定の地域での居住や土地利用によってもいっそう強化されると考えられている (Farah, Hussein and Lind 2002, 343)。

しかし、南部ソマリアにおける相対的な土地の稀少化にともない、土地と土地保有をめぐるさまざまな対立が顕在化しており、慣習的に確立されてきた土地保有権へのさまざまな挑戦がみられるようになってきた。具体的には、もともとの居住者ではないにもかかわらず、とりわけシアド・バーレ政権崩壊後、軍事力に勝るクラン（とその連合）によるジュバランドを中心とした南部ソマリアの土地と資源への権利の申し立てが行われる状況が新たに生まれてきたのである (Farah, Hussein and Lind 2002, 344)。

2. 対立図式の形成

中央政府が崩壊した後の時期には、南部ソマリアにおける土地保有のシステムは再び大きな変化に直面することになった。土地の権利は、「農民」「地権者」「解放者」間の競合という形で顕在化することになった (Besteman 2003, 45; De Waal 1994; Webersik 2005)。「農民」はもともとこの地で農業に従事していた人々で農業土地法のもとで土地登記を行っていない小規模農民である。「地権者」は、とくに商業目的でこの地の土地の権利を取得した人々で、1980年代に登記手続きを行い土地リース権を獲得した外部者である。第3に「解放者」は1990年の体制崩壊後にこの地を武力で制圧し、強制的に土地を取得したクラン勢力である。

上記の対立図式を改めてクランに置き直すと、第1の類型に属するのは、南部ソマリアのそれぞれの地域においてその様相は異なることになるが、

ゴージャヤソマリ社会においてはラハンウェイン、あるいはディギル、およびミリフルクランに属する人々を中心とする慣習的には正統な土地保有権を主張できる人々である(図7-1参照)。第1の類型に属するクランに帰属する人々が、「はじめに」で述べたグリ／アサルにおもに該当する。第2の類型に含まれるのは、独立後、とくにシアド・バーレ政権期に土地登記を行う形を中心として南部に制度的な土地リース権を確立した、クランとしてはおもにダロッド・ファミリーに属するマレハンを中心とした人々で、ガルチ／ファラックの一つの潮流を形成した人々ということになる。そして、第3の類型に属するのが、シアド・バーレ政権崩壊後南部ソマリアに強い影響力を行使して拠点を形成したモハメド・ファラー・アイディード(Maxamed Faarax Caydiid)率いる統一ソマリ会議(United Somali Congress: USC)にみられるように、ダロッドと基本的に競合するハウィヤを中心としたクラン勢力である。実際、1991年にUSCが南部に侵攻したときには、ゴージャヤラハンウェインはUSCを支持する動きをみせ、マレハンを中心としたダロッド・ファミリーの優位性からの「解放」を目指した(Webersik 2005, 92)。このとき、USCは軍事力により国营農場などを奪取し、政府に代わる正統な土地保有権をもつ勢力という立場を示した。しかし、長期的にみれば、USCもガルチ／ファラックの別の潮流の一つであった。さらに、とくにゲドにおいては、同じマレハンでも歴史的にグリ／アサルに含まれるグループと、シアド・バーレ体制下で流入してきたガルチ／ファラックに含まれるグループが存在し、同じクランのなかでの対立も顕在化するなどそれぞれの地域で複雑な対立の図式とその組み替えが展開してきた(Somalia CEWERU 2013, 14-26)。

この時期の南部ソマリアでは、正統な土地保有権の主張を行うと同時に、政治的に実効的な支配を実現するためにクラン間の同盟形成という手法がとられた。ファラーらは、ジュバランドにもともと居住しておらず、土地保有権を主張する根拠は弱いものの政治的、軍事的に力を有しているマレハンの一部の勢力と、土地保有権を主張する現地の少数クラン間の同盟に加え、オガデンのサブクランであるアウィラハン(Awlahan)とマジヤーティーン間

の同盟形成の事例を挙げ、同盟形成のパターンの多様性を指摘する (Farah, Hussein and Lind 2002, 345)。つまり、同盟形成の要因は単に土地保有権の主張だけではなく、戦闘上の便宜のために行われることもあり、結果的に極めて複雑な紛争の対立関係が形成されたのである¹⁹⁾。

たとえば、アイディードが、1992年6月にはUSCの分派と南部のラハンウェインの勢力を統合し、新たにソマリ国民連合 (Somali National Alliance: SNA) を設立したことも、同盟形成の一例である。そして、SNAは南部のプランテーションでバナナ生産を行っていた多国籍企業ドール (Dole)²⁰⁾とその子会社であるソムバナ (Sombana) のあいだに契約を結び、輸出用バナナに「課税」して、月額15万ドル程度の収益を上げ、自らの勢力拡大の資源としていたとみられている²¹⁾。こうしたことから、南部ソマリアの紛争は、土地保有権とともに、1990年代前半にはこの地域 (ローアー・シャーベル) のバナナ生産と紛争が極めて密接にかかわるなど、土地保有に加え、輸出品作物栽培への「課税」の配分をめぐる対立という要素も組み込んで展開した。しかし、1997年には戦火の拡大とともにバナナ生産は減産を余儀なくされ、この過程でバナナに替わる輸出品として、これ以降この地域からの主要な商品の一つとなる木炭 (charcoal) の生産と流通が人々の収入源として確立されていった (Webersik 2005, 91-96)²²⁾。

むすびにかえて

本章では、1991年のシアド・バーレ政権崩壊以降、不安定が継続している南部ソマリアにおける紛争の背景としてのソマリアの土地に関する歴史的背景を概観した。その際、とくに1975年の農業土地法の運用実態を再確認する作業を行って、ガルチ／ファラックとグリ／アサルのあいだの対立と不信という図式と、そのなかで焦点となっているとみられる土地保有権について検討した。

ソマリは歴史的に移動性の高い民族でありながらも、そのなかには次第に南部の農耕適地への関心をもつ者が現われるとともに、1975年以降の新たな土地政策を熟知する政府関係者が投機的な目的で土地の登記を進め、土地リース権を獲得しようとする「ランドGrab」が行われた点を確認した。これにより、グリ／アサルとしてのゴーシャは土地を追われ、賃金労働に従事しなければならなくなったり、あるいは土地に関する申し立てを行うなど、南部ソマリアへの土地をめぐる対立の図式が顕在化し始めたことを指摘した。そして、シアド・バーレ体制以降の状況下で、土地保有権をめぐるクラン間の同盟形成など、流動的で複雑な対立構図が生まれてきたことを概観した。

本章で確認したのは、農耕適地としての南部ソマリアにおける紛争は重層的かつ流動的な土地保有権をめぐる対立という様相を示している点で、極めて解決困難な課題を含んでいることである。その意味では、土地保有権の正統性の根拠をどのような形で確立可能なかが南部ソマリアにおける紛争の終結の大きな鍵になるということでもある。

〔注〕 _____

- (1) 本章における南部ソマリアは、図7-2に示したシャーベル川以西、および首都モガディシュを中心としたベナディール (Benadir) からなる地域を指しており、1975年以降の地域行政の区割りではバコール (Bakol)、ベイ (Bay)、ミドル・シャーベル、ベナディール、ローアー・シャーベル、ミドル・ジュバ、ゲド (Gedo)、ローアー・ジュバの8地域 (region) にほぼ相当する。
- (2) ここには、ゼグア (Zegua)、ヤオ (Yao)、ニヤサ (Nyasa)、マクア (Makua)、ンギンドゥ (Ngindu)、ナイカ (Nyika) などのアフリカ東部に出自をもつ民族が含まれていた (Besteman 1999, 51)。
- (3) ソマリ語においては「森の人」(people of the forest) を意味する。ただし、この用語は現地の人々のあいだで用いられていたわけではなく、むしろヨーロッパ人のあいだで用いられていた。ソマリ語ではリールーグリード (reer-goleed) という用語が用いられてきた。ソマリ・バンツーといった形で標記されることもある。なお、図7-1のクラン系図のなかでのジャレール (Jareer) はソマリ語で「硬い髪」を指す概念として、ゴーシャを含むグループを指す概念として用いられる。また、これ以外の呼称も用いられていたとされる (Menkhaus 2003, 151-152)。

- (4) シャーベル川流域では、必ずしもその起源は明確ではないもののソマリとは異なるクシ語系の人々が農業を行っていたことが指摘されている (Besteman 1999, 52)。
- (5) こうした逃亡は1830年代頃から始まったとされる (Menkhaus 2003, 135)。
- (6) この称号に関しては、複数の説がある。1980年代後半に調査を行ったベストマンは、数十年に渡り、村のリーダーに対して用いられていたとする一方で、カッサネリは、シアド・バーレ政権誕生後に付与されたという見解を示している (Besteman 1999, 249 fn. 30)。
- (7) 男性の場合は一定の区画を相続でき、女性に関しても夫の区画を利用できるという安定性が実現していた (Besteman 2003, 41)。
- (8) カッサネリは、新たに流入した「客」がその拡大家族を呼び寄せる形で、人数が拡大した場合には、ホストとのあいだで問題が生じることがあったことをあわせて指摘している (Cassanelli 2015, 18)。
- (9) ファシスト政権がエチオピア征服に執着した理由としては、1896年のアドゥアの敗戦が大きく影響していた。詳細については、石田 (2011) を参照のこと。
- (10) この点の概要については、遠藤 (2014) を参照のこと。
- (11) ここで形成されたプランテーションはアジエンダ (aziendas) と呼ばれた (Webersik 2005, 82)。なお、プランテーションで生産されたのはバナナであるが、初めて南部ソマリアでのバナナ生産が持ち込まれたのは1926年頃であり、この折に総延長55キロに及ぶ、1万8000ヘクタールを灌漑する水路が整備された (Webersik 2005, 83)。
- (12) 譲渡されることになったイタリア人の多くは、エチオピア侵攻にかかわった軍人であった (Menkhaus 2003, 142)。
- (13) ここで労働者として標的とされたのが、ゴージャであった (Besteman 1999, 88)。また、20世紀前半におけるイタリア植民地期の南部ソマリアの土地収用や強制労働の概要については、Luling (2002, 150-154) も参照のこと。
- (14) アブルジ公爵 (Duke of Abruzzi) のルイギ・ディ・サヴォイア (Luigi di Savoia, イタリア王の従兄弟) が創始者の農業開発会社で、本格的なプランテーション経営を行った。綿花、バナナ、サトウキビ、胡麻、ヒマ (トウゴマ)、ココナツ、アズキモロコシ、メイズ、ジャワ綿、ほかに小麦、麻、レモングラス、ユーカリなどを栽培した。試験的にたばこ、落花生、ジャガイモなども試みるがほとんど失敗した。子会社として砂糖精製を行う Società Saccharifera Somala (SSS) を設立した (Guadagni 1979, 228-237)。
- (15) 再定住した遊牧民の多くは、土地が十分に農業に向かなかったこともあり、再び遊牧生活に戻るか、ローアー・ジュバで開始された政府の大型プロジェクトに労働者としてかわるか、ゴージャによって開墾されていたより農耕

に適した村に居住地を探すかといった選択することになり、結果的には成果を上げなかった (Besteman 1999, 88-89)。

- (16) ここでは権利とされているが、論理的には義務を課されていると解釈すべきであろう。
- (17) 村落協議会は、基本的には村民の意向を反映する形で設立されているとされる (Besteman 2003, 33)。
- (18) この点に関し、「ランドクラブ」にかかわったおもなクランとして、マレハンとドゥルバハンテが挙げられている (Webersik 2005, 82)。
- (19) 軍事的政治的に力を有しているクラン同士での同盟として、マレハンがハウィヤ／ハブルゲディル／アイル (Hawiya/Habr Gedir/ Ayr) との同盟を形成することがあった (Farah, Hussein and Lind 2002, 345-346)。これは第3の範疇のなかでも、力による土地保有の申し立てを行う勢力ということになる。そして、この同盟勢力はシアド・バーレ政権から引き継ぐ形で大量の武器を入手した。なお、南部ソマリアにおける地域別の対立の諸相に関しては、Somalia CEWERU (2013) が比較的最近までの状況を詳細に整理している。
- (20) 輸出用バナナの生産に関してはイタリア系のデ・ナレディ (De Naledi) の子会社であるソマリフルーツ (Somalifruit) もこの時期活動を再開していた。アイディードの勢力下におけるソンバナとソマリフルーツに関しては Webersik (2005) を参照のこと。
- (21) 1990年代半ばにかけてのこの地域の紛争は「バナナ戦争」とも称される様相を示す結果にもなった (Webersik 2005, 88)。このときに SNA は積み出し港のマルカ (Marka) を押さえていた。
- (22) 木炭は近年南部地域を勢力下においたイスラーム主義勢力のアッシャバブ (Al-Shabaab) の重要な資金源ともなってきた。

[参考文献]

<日本語文献>

- 石田憲 2011. 『ファシストの戦争——世界史的文脈で読むエチオピア戦争——』 千倉書房。
- 遠藤貢 2014. 「ソマリアにおける土地政策の形成の概要」(武内進一編「アフリカの土地と国家に関する中間成果報告」調査研究報告書 アジア経済研究所 130-158 http://www.ide.go.jp/Japanese/Publish/Download/Report/2013/2013_B103.html).

<外国語文献>

- Besteman, Catherine 1999. *Unraveling Somalia: Race, Violence, and the Legacy of Slavery*. Philadelphia: University of Pennsylvania Press.
- 2003. “Local Land Use Strategies and Outsider Politics: Title Registration in the Middle Jubba Valley.” In *The Struggle for Land in Southern Somalia: The War behind the War*, edited by Catherine Besteman, and Lee V. Cassanelli, London: Haan Publishing, 29–46.
- Besteman, Catherine, and Lee V. Cassanelli, eds. 2003. *The Struggle for Land in Southern Somalia: The War behind the War*. London: Haan Publishing.
- Brons, Maria H. 2001. *Society, Security, Sovereignty and the State in Somalia: From Statelessness to Statelessness?*. Utrecht: International Books.
- Cassanelli, Lee V. 2015. *Hosts and Guests: A historical interpretation of land conflicts in southern and central Somalia*, Nairobi: Rift Valley Institute.
- Conze, Peter, and Thomas Labahn, eds. 1986. *Somalia: Agriculture in the Winds of Change*. Saarbrücken-Schafbrücke, Germany: EPI Verlag.
- De Waal, Alex 1994. “Land Tenure, the creation of famine, and prospects for peace in Somalia.” In *Crisis Management and the Politics of Reconciliation in Somalia: Statements from the Uppsala Forum, 17–19 January 1994*, edited by M.A. Mohamed Salih, and Lennart Wohlgenuth, Uppsala: Nordiska Afrikainstitutet, 29–41.
- Farah, Ibrahim, Abdirashid Hussein, and Jeremy Lind 2002. “Deegaan, Politics and War in Somalia.” In *Scarcity and Surfeit: The Ecology of Africa’s Conflicts*, edited by Jeremy Lind, and Kathryn Sturman, Midrands: Institute for Security Studies, 320–356.
- Guadagni, Marco M. G. 1979. *Somali Land Law: Agricultural Land from Tribal Tenure and Colonial Administration to Socialist Reform*, Unpublished Ph.D. Dissertation SOAS.
- Helander, Bernhard 2003. *The Slaughtered Camel: Coping with Fictitious Descent among the Hubeer of Southern Somalia*. Uppsala: Acta Universitatis Upsaliensis.
- Hoben, Allan 1985. *Resource Tenure Issues in Somalia*, Boston: African Studies Center, Boston University.
- Luling, Virginia 2002. *Somali Sultanate: The Geledi City -State over 150 years*. London: HAAN Publishing.
- Menkhaus, Kenneth 2003. “From Feast to Famine: Land and the State in Somalia’s Lower Jubba Valley.” In *The Struggle for Land in Southern Somalia: The War behind the War*, edited by Catherine Besteman, and Lee V. Cassanelli, London: Haan Publishing, 133–154.

- Menkhaus, Kenneth, and Kathryn Craven 2003. "Land Alienation and the Imposition of State Farms in the Lower Jubba Valley." In *The Struggle for Land in Southern Somalia: The War behind the War*, edited by Catherine Besteman, and Lee V. Cassanelli, London: Haan Publishing, 155-178.
- Roth, Michael 1988. *Somalia Land Policies and Tenure Impacts: The Case of the Lower Shabelle*. Madison: Land Tenure Center, University of Wisconsin-Madison.
- Somalia CEWERU 2013. *From the Bottom up: Southern Regions: Perspective through Conflict Analysis and Key Political Actors' Mapping of Gedo, Middle Juba, Lower Juba, and Lower Shabelle*. Mogadishu: Somalia CEWERU (Conflict Early Warning Early Response Unit) .
- Unruh, Jon D. 2003. "Resource Sharing: Small Holders and Pastoralists in Shalambood, Lower Shabelle Valley Somalia." In *The Struggle for Land in Southern Somalia: The War behind the War*, edited by Catherine Besteman, and Lee V. Cassanelli, London: Haan Publishing, 115-130.
- Webersik, Christian 2005. "Fighting for the Plenty: The Banana Trade in Southern Somalia." *Oxford Development Studies*, 33 (1) : 81-97.

